

FSC ジャパン FSC 日本国内森林規格第 1 草案公聴会

日時 2016 年 7 月 22 日（金）14：00～17:00

場所：札幌市産業振興センターセミナールーム 3

出席：FSC ジャパン事務局 3 名（前澤、岩瀬、三柴ち）、規格策定グループ(SDG)2 名（近藤、内藤）、一般 29 名

関連箇所	内容	FSC ジャパンからの回答
原則 3	先住民族の権利に関してワーキンググループが作られたと聞いたが、その議論はどのように行われたのか。また、先住民族の権利という大変重要かつセンシティブなことを議論するのに、メンバーを慎重に考慮、選定し、適切な有識者を入れているのか。この問題は日本政府が長年避けている問題であるが、FSC では国内法よりも進んだ国際法に則って進めるのだから、ワーキンググループではアイヌ民族が過半数になるべきである。FSC はプロセスの透明性を重視していると言うが、議事録は公開されているのか。	ワーキンググループは規格策定グループ(SDG)ではカバーしきれない専門的な問題について専門家や主要利害関係者からの意見や情報を集め、規格策定グループに提言を行うのが目的で設置された暫定的なもので、先住民族に関わるものや HCV ガイドライン等に関わるものがある。ワーキンググループは有識者・利害関係者の討論の場という位置付けで、そこから提言された内容は FSC で国際的に定められた手順に従って組織・登録された規格策定グループで改めて吟味され、決定されている。 先住民族ワーキンググループには北海道アイヌ協会と規格策定グループの環境・社会・経済分会から一人ずつ、そして有識者として研究者の上村先生に参加いただいているが、必要に応じて利害関係者や専門家を追加招聘することもあり、これにより柔軟で自由な議論ができると考えている。先住民族の権利に精通した、ふさわしい方がいるというのであれば、お知らせいただければ、メンバーのバランスを考慮し、検討していきたい。 （FSC ジャパン補足説明）これまでのワーキンググループの議論の流れとしては、まず規格策定グループの社会分会のメンバーで特に先住民族の権利について担当している内藤がメンバーとの調整のもと IGI を基にした国内指標の原案を提出した。これを受けて規格策定グループの一部のメンバーで話し合い、規格策定の方向性や基本方針等に照らし合わせ、対案を示した。その後、ワーキンググループで意見のすり合わせを行い、合意した結果が現在示されている国内規格第 1 草案の原則 3 となっている。

		SDG や公聴会とは異なり、ワーキンググループは SDG での議論の土台となる素案をつくるなど、SDG に提言を行っていくためのインフォーマルな位置付けであったため、当初から公開を前提にしてはおらず、これまでの議論の記録はインフォーマルな簡易なもので、完全なものではない。 この記録は要請に応じて開示することは可能であるが、WG での議論の公開にあたってはメンバーの了解を得た上で、WG の議論の流れを理解するための補足説明を加える必要があるため、少し時間をいただきたい。今後ワーキンググループの位置付けなどを話し合い、より透明性を高めるようにしていきたいと考えている。
原則 3	原則 3 の先住民族の権利という集団的権利を具体的にどのように保護するのか。 権利の侵害が起きた場合、どのように対処するのか、規格の中に書くべきではないのか。モニタリングの仕組みは？	認証のモニタリングとしては、通常毎年監査があり、その際要求事項への不適合（不順守）がみつければ認証機関から認証取得者に対し是正措置を求める改善要求が出される。この改善要求には軽微なものと重大なものがあり、軽微なものは是正措置に 1 年間、重大なものだと 3 か月の期限が設けられる。期限内に不適合を評価し、軽微な不適合が改善されなかった場合は重大な不適合への格上げ、そして重大な不適合が改善されなかった場合は認証の一時停止となる。つまり、問題を是正しないと認証は維持できない仕組みになっており、これにより先住民族の権利の尊重も含めた規格の順守が保証されることになる。 また、FSC では紛争処理手順を持っており、認証機関や認証取得者が FSC のルールを守っていないという指摘があった場合、調査し監視する仕組みがある。 先住民族の権利に限らず、要求事項への不順守には様々なケースや程度の差があり、それらは現場での判断に頼らざるを得ない。それら個々のケースを全て想定し、対処方法まで網羅して記載するのは難しく、本規格の趣旨ではないと考えている。 また、新基準では、慣習に合った方法で紛争を解決するための手順をもつことが規定されている(基準

		1.6)。
原則 3	FSC では常設先住民族委員会 Permanent Indigenous Peoples committee (PIPC)というのが重要な役割を担っていると聞けるが、FSC ジャパンやこの規格策定プロセスとの関係は？	PIPC 自体は FSC 本部理事会の諮問機関として理事会に対して直接助言する役割を担っている。FSC ジャパンや各国の事務局（ネットワークパートナー）から独立している。前回のマレーシアで開催された PIPC でアイヌ民族の貝澤耕一さんが委員に就任され、今後アジア地域の代表として活動されることとなる。FSC では FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）実施のためのガイドラインを出しているが、PIPC では以前の FPIC のガイドラインを改訂し、よりわかりやすく使いやすいものを作成する予定である。FSC ジャパンは PIPC と直接やり取りをすることはしないが、PIPC で作成されたそのガイドラインは日本での認証の現場でも適用されることとなる。PIPC は広く先住民の権利が FSC 制度のなかで実施されているかどうかを監視する役割を担っており、各国から提出された国内規格についても確認を行うこととなる。
基準 6.8	景観の多様性を求める基準で、皆伐面積の上限を設けるかどうかの議論があるということだが、景観は主観的なものなので皆伐面積の上限を設けるのは無意味である。	皆伐面積の上限を設けるかどうかは賛否両論あり、皆伐面積が大きいからと言って必ずしも更新が難しいということでもないことから、この第 1 草案では皆伐面積の上限は設けていない。ご意見も考慮し、議論を重ねたい。
基準 10.1	基準 10.1 では「伐採前と比較して少なくとも同程度の自然状態を保つように更新」ということが求められているが、書き方が曖昧で、伐採後放置して天然更新に委ねてもよいというようにも解釈できる。自然度の状態よりも、人工林は切った後必ず植えるということの方が大事で、再造林の義務をもっと明確に求めるようにしてほしい。	FSC の設立当初からの考えとして、まず自然林や自然生態系の保護というのが第一義であり、人工林は効率的に木材を生産し、木材需要を満たすことで自然林への伐採圧を抑えるものであるという考えがある。FSC は自然林を人工林に転換するのは禁止する一方で、人工林が自然林へと戻るのはむしろ自然を保護する措置として歓迎する傾向にある。日本国内でも、以前林業不適地にさえ造林した植えすぎの時代があったため、現在の人工林をすべて人工林として更新する必要はないとの声も以前の討論会で聞かれた。しかし、現在優先的に切られ、その後放置されているのは林業適地に多く、そうした土地の広葉樹林化は将来の木材生産の持続性を考えても憂慮すべきことである。林業適地は木材生産の

		ため再造林され、そうでない土地は自然林化も許されるよう、この指標の文言を議論していきたい。
	東京の公聴会でも話したことだが、FSCとして日本にFSCを広めてゆくという立場であるのに、認証を取得していこうという組織に対してハードルを上げている感がある。 一方で、当社は本草案で言うところの大規模管理組織にあたるが、大規模組織には要求事項がかなり厳しくなっている。しかし欧米における大規模森林所有者のように林業によって莫大な利益を得ている訳ではなく、当社では社会貢献的な意味が大きく、実際収支は赤字である。そうした日本特有の森林管理事業体の事情を考慮し、認証を維持し更に広げるためにもより現実的な要求事項にしてほしい。	FSCのIGIの背景には、国際的には林業は資源の採取により経済的利益を得ている産業であるという位置付けがあり、特に大規模組織は環境に負荷をかけて大きな利益を得ているとの前提がある。日本では必ずしもこの図式が当てはまらず、それはご指摘の通り考慮したい。 国内規格策定では、規模・強度・リスクにより要求の程度を変えることを検討することが求められており、その結果大規模森林管理者に対する要求が上がってしまったが、現実的に対応が難しい要求を課すことは本意ではなく、ご指摘の通り認証拡大の障害ともなるので、今後意見を反映し修正していきたい。
指標 2.3.2、 2.3.3	国内規格は日本の森林管理の現場での実状に即した内容とするのが趣旨であると理解するが、逆に実態と乖離し認証取得者にとっては認証を維持していく上で障害となってしまう場合がある。 例えば、ILOのガイドラインに準じた安全装備が要求されているが、明記されている安全装備を使用して見たところ、大変苦勞が多く困っている。 先芯入りの長靴を海外から購入したところ、日本人の足の形と合わない。足首が小さく、中では足が遊んでしまう。また、滑り止めが甘く危ないので、冬はアイ	安全装備に関しては、これまでもかなり議論があり、特に靴に関しては地下足袋を認めてほしいとの声が強かったが、厚生労働省のチェーンソー作業者のためのガイドラインも改められたことから、安全靴を義務化する方向となった。しかし、北海道特有の厳しい気候を背景とした現場からの意見は初めてで、大変貴重でもっともな意見であり、現場の労働者の安全が守られるよう指標を検討していきたい。 2.3.3の国内指標案で「ILOの定める基準またはそれと同等の安全装備」とあるのは、ILOのガイドラインで規定される安全装備が現場にそぐわない場合は、代替りの（安全性が同等あるいはそれ以上だと考えられる）装備も認められるようにと意図していることだが、この書き方からはその意図は明確ではないかもしれない。重要なのは労働者の安全を守ることであり、現場とはそぐわない国際基準を守ることではないので、それが明確になるよう書き方

	ゼンをはめて使っている。 安全装備の国際基準に従った結果、労働者が逆に危険を感じる結果になっている。	を検討したい。
指標 2.3.2、 2.3.3	前の発言者の指摘と同じく、安全装備について以前の監査で先芯の入っている靴を履いていないという指摘があり、国内産がなかったので海外から安全ブーツを取り寄せた。しかし、外国製のものしか見当たらず、日本人の足の形と合わない。またスパイクがついていないので、急峻な斜面では滑ってしまいかなり危険だった。 また、先芯のある国内産製品として唯一見つかった先芯入り地下足袋を関西から取り寄せてみたが、関西で使われている地下足袋は薄く、冬はマイナス 20 度にもなる北海道では鉄が冷えて凍傷になってしまう。 ILO の安全基準に準じようとした結果、現場では却って危険になるという事態になっている。 適当な製品が入手できるようになるまで、要求事項が猶予されるような文言が付けられないか。	同上。現場の労働者の安全が守られるよう書き方を検討したい。
指標 6.5.5	保護林・天然林の話で、10%の保護区の設置はかなりハードルが高いのではないかと。当社ではたまたま福島県に国立公園になっている部分がありこの基準をクリアしているが、これから認証を取得しようという組織にとってはかなりの障害になるのではないかと考える。	10%の保護区の要求には反対意見が多く、FSC ジャパンでは負担を少しでも減らすよう、日本国内指標案では SLIMF（小規模・低強度管理森林）は免除となる注を付け加えた。 しかし先日、中国の国内規格が完成したが、その国内規格でも 10%の保護区の要求事項は SLIMF には適用外とされており、FSC 本部からの承認はこの要求を SLIMF にも適用することを条件として出されたものだった。つまり、FSC 本部はこの 10%

		の保護区を国際的に一貫して適用しようとしており、これについて国内規格で妥協はできないという姿勢を見せけている。FSC ジャパンとしては日本林業の状況や認証普及の状況を説明し、本部にこの10%の保護区の要求を緩和するよう求めているが、これを説得するのは相当難しいだろうと考えている。
指標 6.5.5	保護すべき天然林 10%と HCV について、定量的な面積を求められるということが起きている。この要求は日本の実情を踏まえるとかなり厳しいと考えており、考慮してほしい。	10%の保護区の要求に関しては前と同じ。 HCV についてだが、基準 6.5 で求められているのは、代表的な自然生態系の保護であり、それが 10% に満たない場合、管理区域の一定面積がより自然に近い状態へ復元されることである。代表的な自然生態系と自然状態へと復元される管理区域の合計が 10% を満たす必要があるが、HCV は必ずしも関係ない。HCV で必要なのはきちんとしたプロセスを経て HCV 特定のための調査を行うことであり、現在 HCV のワーキンググループを作りその国内ガイドラインを作成している。きちんとした調査の結果 HCV が見当たらないこともあるが、その際に無理矢理一定面積を HCV とする必要はない。HCV の性質上、一定面積を HCV とするのは無意味かつ無理であり、規格で求めることもない。
全般	自分は北海道大学の学生だが、今日初めて FSC を知った。FSC は消費者にはまだ認知度が低いので、自分のような若者も含め、もっと消費者に訴えていったほうがよいのではないか。	日本での認知度の低さには当方も苦慮しているところで、様々なプロモーション活動を行っているが、調査によると日本での FSC の認知度はまだ 11% と低い。また、現在日本の認証材のうち、最終製品になっているのは約 2.4% だと言われており、潜在的にはたくさんある認証材が消費者の目に触れず消えて行っている実情がある。 しかし、欧米では消費者の認知度は高く、スイスでは 80%、オランダでは 70~80% ある。日本でも認知度を欧米レベルにまで引き上げることを目指し、現在大手小売などとも協働して、店舗でマークをアピールする取り組みを行っている。しかしこれまでの取り組みは東京中心で、今回北海道でこうしてイベントを開くのは画期的なことだった。 今後も積極的にプロモーション活動を展開していきたいと考えており、大学でのセミナーなども受け

		付けているので、是非機会があったら教えてほしい。
全般	現在森林認証でも SGEC や PEFC、合法木材等異なる制度があり、FSC 以外の制度でも先住民族の権利について触れている。制度ごとに考え方や要求事項に違いはあるが、合法木材の制度が法制化され、他の制度も拡大を図る中、FSC ジャパンではこの考え方の差をどのように考え、FSC 認証材の普及や FSC の理念への理解を図っていく予定か。FSC の影響から先住民族の権利についての認識も全体的に上がってきているが、より多くの人に FSC の価値観や考えをわかってもらうため、どのような活動を行っていく予定か。	オリンピック関係で森林認証制度というのは取り上げられるようになってきたが、FSC 単独ではまだ認知度が低い。違法木材取締法に関しては施行まで1年あるが、細かい点はまだ定まっておらず、どれだけ効力のあるものが出せるか、現在 NGO 等とも議論している。 FSC は国際的な信頼度や規格の厳格さといった面で他の制度と一線を画しており、特に社会面での厳格さを強調したい。先住民族の権利に関しても、国際的な議論に則り、日本国内で求められている以上のものを保証している。こうした FSC の価値観や意義をより多くの方にわかっていただくよう、関係団体に働きかけ引き続き様々な普及啓発活動を行っていく予定である。また、理念的なことや制度の信頼性のアピールだけではなく、いかに市場で売れるものを作っていくのかも大きな課題なので、川上・川中・川下を結びつけるお手伝いをしていくことを考えている。
全般	平取アイヌ協会、三井物産、平取町の三者で協定を結んで6年になるが、現在も三井物産とアイヌ文化をどのように守り、盛り上げていくかを話合っている。また、王子製紙、日本製紙等とも話を進めており、このような対話や協力関係は FSC という制度があったからこそできたものであると、大変な意義を感じている。こうした取り組みをどんどん広げていってほしいが、認証取得者がいなければ制度は広がらないので、認証取得者にとっての現実も考慮し、更なる普及を図ってほしい。	激励およびご支援の声をいただき、大変ありがたい。利害関係者の声に耳を傾けその支持を得てこそ FSC なので、いただいた激励の言葉にこれまでやってきた意義を感じ、大変励まされる気持ちである。今後も認証取得者やその他利害関係者と協働し普及に励んでいくので、是非これからもご支援、ご協力をいただきたい。
国内指標 10.7.3	北海道では野ネズミ（エゾヤチネズミ）の被害が深刻であり、野	10.7.3 として追加した指標だが、これは IGI にはないので国内規格から削除することは可能である。

	ネズミの被害というのは世界唯一で北海道特有のものである。この被害を軽減するため、北海道では継続的に殺鼠剤（リン化亜鉛）を使っている。これは長年の研究により、環境的に最も影響が少ないとされている方法であり、国や県からも認められている。リン化亜鉛の使用は北海道においては必要でやむを得ず、使用の削減、停止は難しい。リン化亜鉛は FSC の禁止農薬リストに入っているが、特例を受け、これまで使ってきた。今後も使い続けたいので、10.7.3 として追加された指標で、禁止農薬使用の削減、停止に向けての取り組みを求める最後の一文を消せないか。これは、今後 FSC 認証を継続するかしないかの選択につながると考えられる。	しかし、禁止農薬の特例は基本的に農薬使用を削減し、使用が停止できるまでの暫定措置として出されたもので、農薬使用削減・停止に向けた調査研究などの取り組みは、特例の条件でもある。よって、国内規格から削除したところでこうした取り組みが求められることは変わらない。 今回国内指標に新たな 1 指標として追加したのは、特例取得後、本来チェックされるべきそうした取り組みの確認が見過ごされている例があったからであり、今後そうしたことがないよう、忘れないように追加したものである。国際的な方向性として農薬使用は極力減らすべきもの、という考え方があり、将来にわたって半永久的に農薬を使うことを認めるよう FSC に訴えていくのは難しいと考える。 一方で、現在一時的に議論が棚上げになっているが、今後国内で禁止農薬の使用を審議する委員会を設置するという話もあり、それが実現するとより国内の状況を鑑みた措置が取れる可能性がある。
国内指標 10.7.3	北海道全体の野ネズミ防除について、エゾヤチネズミの被害は恒常的に発生していることから、現在、年間 6 万ヘクタールの森林に殺鼠剤が散布されている。 日本全国の 4 分の 1 を占める北海道の森林を守るには、安価で安全な殺鼠剤であるリン化亜鉛 1 % 製剤をヘリコプターによって散布することが不可欠である。仮に防除を行わない場合は、ネズミの食害に弱いカラマツに特に大きな被害が発生し、森林経営に著しい悪影響が生じると考えており、これが認められないと認証を続けるのは大変厳し	リン化亜鉛の使用は FSC 認証で将来必ずしも認められないということではなく、使用には、使用を削減するための取り組み、試みが継続的に求められるということである。科学技術は常に進歩し、新しい知見も見つかるかもしれない。様々な試みや取り組みを続け、それでもなお代替措置が見つからないのであれば特例は認められるはずである。ただ、そうした試みをせず、はじめからリン化亜鉛しかないという結論ありきで使い続けるのは認められないということである。

	くなる。	
国内指標 10.7.3	これまで農薬を削減する取組を行ってきた結果、最終的にたどり着いたのがリン化亜鉛1%製剤であり、これが使用できないと野ねずみ駆除ができない。必要な量だけを使用するように、予察調査を年3回実施した上で必要な箇所に散布している。	
国内指標 10.7.3	（前の発言を受けて）本当に薬剤を使うしかないのか。国際的に農薬使用の削減が求められる中、日本でもその方向に努力すべき。	ご指摘の通り、農薬使用は極力避けるべきというのがFSCの考えであり、使用には、その農薬を削減しようという姿勢を見せることが重要だと考えている。